

平成29年第5回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成29年5月22日（月）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 平成29年5月22日(月)

【時間及び場所】 午後1時30分より 第1庁舎2階 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 議案第 6号 農地転用(農業用施設)届出について
日程第 3 議案第 25号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 26号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 27号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 28号 非農地証明申請について
日程第 7 議案第 29号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第 30号 農用地利用集積計画の取消しについて
日程第 9 議案第 31号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	沖田 良次	○	5	田槇 憲司	○	9	村上 一夫	○
2	田中 秀之	○	6	上田 隆司	○	10	光永 直義	○
3	津田 義則	○	7	富田伊久夫	○	11	水重 克幸	○
4	信川 進吾	欠席	8	桑原 博	○	12	秋國 満	○

事務局 出席 沢田 純子事務局長
森田 修係長
藤城 輝久主査

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間40分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 それでは、ちょっと時間は早いですが始めさせていただきます。ただいまより、

平成29年第5回安芸高田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会に4番 信川委員、1名の欠席の申し出がありました。ただいまの出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第5回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員の指名は、規定により議長において行います。6番 上田隆司委員、7番 富田伊久夫委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第2 報告第6号 農地転用（農業用施設）届出についての報告をお願いいたします。事務局。

○事務局 事務局でございます。報告第6号 農地転用（農業用施設）の届出について、受付番号7、平成29年4月17日届出。届出人、安芸高田市吉田町●、●。土地の表示、吉田町●、田、154㎡。転用目的は農業用倉庫。施設の概要といたしましては、倉庫1棟52.89㎡でございます。用途区分変更中で第3種農地となります。11番 水重委員さんの御担当でございます。

以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、農地転用（農業用施設）届出についての報告を終わります。

次に、日程第3 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。初めに、事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 事務局です。議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号25、平成29年4月7日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市美土里町●、●、農業、84歳。譲渡人、廿日市市●、●、無職、66歳。土地の表示、美土里町●、畑、418㎡。譲受人の耕作面積9,451㎡、8番 桑原委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大。譲渡価格は●円でございます。

受付番号26、平成29年4月26日申請。所有権移転。譲受人、広島市●、●、会社員兼農業、62歳。譲渡人、安芸高田市吉田町●、●、農業、63歳。土地の表示、吉田町●、田、552㎡。同じく●、田、76㎡、合計628㎡。譲受人の耕作面積、6,991.17㎡。11番 水重委員さんの御担当で、取得の理由は、次に出てきます27番との交換でございます。

受付番号27、平成29年4月26日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市吉田町●、●、農業、63歳。譲渡人、広島市●、●、会社員兼農業、62歳。土地の表示、吉田町●、畑、329㎡。同じく●、畑、44㎡。合計373㎡。譲受人の耕作面積17,316㎡。11番 水重委員さんの御担当で、取得の理由は先ほどの26番との交換でございます。

受付番号28、平成29年4月27日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市高宮町●、●。譲渡人、広島市●、●、会社員、63歳。土地の表示、高宮町●、畑、1,669㎡。高宮町●、畑、3,530㎡。同じく●、畑、3,242㎡、合計8,441㎡。譲受人の耕作面積128,037㎡。2番 田中委員さんの御担当で、取得の理由は経営拡大。譲渡価格は反当●円でございます。

受付番号29、平成29年4月28日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市高宮町●、●、農業、67歳。譲渡人、安芸高田市高宮町●、●、農業、78歳。土地の表示、高宮町●、田、779㎡。譲受人の耕作面積6,772㎡。2番 田中委員さんの御担当で、これは贈与でございます。

受付番号30、平成29年4月28日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市甲田町●、●、農業、66歳。譲渡人、広島市●、●、無職、79歳。土地の表示、甲田町●、畑、104㎡。譲受人の耕作面積14,414㎡。1番 沖田委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大。これは贈与でございます。

受付番号31、平成29年4月28日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市甲田町●、●、農業、33歳。譲渡人、福山市●、●、調理師、70歳。土地の表示、甲田町●、田、1,551㎡。同じく●、畑、100㎡、合計1,651㎡。譲受人の耕作面積11,258㎡。1番 沖田委員さんの御担当で、取得の理由は経営規模拡大。これは反当●円の譲渡額でございます。

以上、いずれの案件につきましても、別添の農地法第3条調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えております。

以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

続いて、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号31号は、光永委員さんに関する案件でございますので、後にさせていただきます。

受付番号25号について8番 桑原委員、お願いいたします。

○桑原委員 8番 桑原でございます。受付番号25号について現地調査報告をいたします。

去る5月11日に事務局2名及び推進委員2名、農業委員2名と、6名で現地を調査いたしました。現地は、●線で●に通じる●がある場所でございます。現地は既に花木等が繁っていましたが、譲受人の●さんはその農地のすぐ下の家でございます、よそから来る人は全くなような状態のところでございます。このままいきますと耕作放棄地になるだろうと思っておりますので、いいことではないかと見てまいりました。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号26、27号について、11番 水重委員、お願いいたします。

○水重委員 11番、水重です。受付番号26号及び27号について報告いたします。

5月10日、事務局2名、推進委員7名、農業委員2名で現地を確認いたしました。

この両申請については、それぞれの住居及び耕作している農地の近くにある、双方の農地を交換するものです。両申請地とも山沿いの農地であり、交換することにより作業効率の向上を図るものです。よって、周辺農地の営農条件等には影響のないことを確認いたしております。

現地は●線、●手前の200m余りのところを右に入ったところです。

以上、報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして受付番号28号、29号について、2番 田中委員、お願いいたします。

○田中委員 2番、田中でございます。5月12日に農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地の確認及び調査をいたしましたので、その内容について報告を申し上げます。

現地は別添の地図で25-8の近くに、25-9になりますが、初めに28号でございしますが、地図をごらんいただきますと、ちょうど中ほどに●道路が、●から●に向かった●道路が通っておりまして、その地図で見ていただいたら、①②③でございしますが、●がすぐ近くに見える場所でもございます。また、●さんの●のすぐ入り口、こういったところが1番、そして2番、3番でございしますが、現地は全て畑でございまして、譲渡人は●氏でございしますが、彼は広島市在住でございまして、これまで畑を草刈り等で管理しておられたようでありますが、もうこれ以上通勤での管理はできないということもございしますし、また、譲受人は●も経営してございしますが、譲り受け後は●として使用していきたいというような希望もあるようでございます。

全て畑でございしますので、水利関係。特段な問題はなかろうかと、整備されて農地としてきちっと管理されるということでもありますので、許可妥当ではなかろうかと思えます。

続いて、受付番号29でございしますが、これは●氏が、兄弟であります●氏へ譲り渡すものでございまして、図面25-29でございしますが、上下で言うと前が下になりますが、ちょうど上側が下になって、道路端でございまして、元田んぼということでございます。元田んぼで、現在も田んぼで、将来、先でも田んぼとして管理するということでございますので、現状変更は全くありません。水利も問題のないことを確認いたしました。妥当ではないかと思えます。

以上で、報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号30号について、1番 沖田委員、お願いいたします。

○沖田委員 1番 沖田です。5月15日に農業委員2名、それから推進委員2名、事務局2名で現地を確認いたしました。受付番号30号ですけれども、地図で見ていただきますと29-30。場所は甲田町●のJR芸備線より●寄りの、山寄せの畑になります。

●さんは、広島へおられまして、実際こっちには住んでおられません。●さんがその隣の家でありまして、このたびその畑を譲り受けて作物をつくられるということで、土地が一定管理できるので、これは妥当であると判断いたしました。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手賛成いたします。

よって、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請については、受付番号25号から30号は申請どおり許可することに決しました。

ここで、議事参与の制限により光永委員さんには退席していただきますので、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時47分 休憩

午後1時47分 再開

○村上会長 それでは、休憩を閉じ開議いたします。

農地法第3条の規定による許可申請、受付番号31号について担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号31号について、1番 沖田委員、お願いいたします。

○沖田委員 はい、沖田です。受付番号31号について5月15日に事務局2名、推進委員2名、農業委員2名で現地を確認を行いました。

場所は、甲田町●という、●のちょうど下の、向かいになりますが、●川沿いの圃場であります。●さんが●へ農地を預けておられました。このたび利用権でなくて、どうしてもその土地を買い取ってほしいということがありまして、●さんになられますが、●さんがこの農地を取得されて、引き続き農業をされるということでもあります。

●さんは、●でありますので、その農地を取得して●で従来どおり耕作を続けるということでは問題はないと判断してまいりました。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんか。

質疑はないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。

ここで、光永委員に入室していただくため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時49分 休憩

午後1時50分 再開

○村上会長 それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

日程第4 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。初めに、事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局でございます。議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について、受付番号7、平成29年4月17日申請。申請人、安芸高田市吉田町●、●、農業。土地の表示、吉田町●、田、324㎡。転用目的、駐車場。施設の概要、駐車場2区画、農振除外地で第3種農地、11番 水重委員さんの御担当で、これは始末書が添付されております。

受付番号8、平成29年4月24日申請。申請人、大阪市●、●。土地の表示、甲田町●、畑、378㎡。同じく●、田、417㎡。同じく●、畑、311㎡。合計1,100㎡。転用目的、宅地。施設の概要は、事務所及び会議室でございます。農振除外地で第2種農地、10番 光永委員さんの御担当で、これは始末書が添付されています。

受付番号9、平成29年4月24日申請。申請人、大阪市●、●。土地の表示、甲田町●、畑、312㎡、転用目的、宅地。施設の概要としましては、会社の庭敷きでございます。農振除外地で第2種農地、10番 光永委員さんの御担当で、この件も始末書が添付されております。

以上でございますけれども、農地区分及びその判断理由等の調査につきましては、別添の農地転用許可申請に係る調査書のとおりでございます。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

続いて、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号7号について、11番 水重委員、お願いいたします。

○水重委員 11番 水重です。受付番号7番について報告いたします。

5月10日、事務局2名、推進委員7名、農業委員2名で現地を確認いたしました。図面の26-7をごらんいただければと思いますけども、申請地は●があった100m北側に位置しております。●及び●は宅地となっており、申請地は相続により農地と判明いたしました。

現在は駐車場として利用しておりますが、近隣に及ぼす、営農条件は、ほかの水路には影響ないと確認いたしております。この間に挟まれた●だけが農地になっていたようです。申請地は第3種農地で都市計画用途区域、用途指定区域で第1種住居地域に位置しております。

以上、報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号8号、9号について、10番 光永委員、お願いいたします。

○光永委員 10番 光永です。8番、9番について報告いたします。

5月15日、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で現地を調査いたしました。26-8番、図面の中で見ていただければ、最初は申請の3筆は●になっていたという、その隣のテニスコートになっていたということだったんですけども、そのテニスコート、あるいは周りは全て転用がされているのですが、そこだけ●になったので、転用してなかった。約20年前にこの事務所と会議室をつくったということなので、そのときに●だったところも一緒に潰してつくったそうです。

今回、改めて農地が転用されていないということで申請に至っております。そこにしか、その時代、20年前には会議室等をつくることができなかったということでしたし方ないんじゃないかなということでもあります。

それから9番については、もう一枚めくってもらって、26-9ですけども、これは16年前に甲立土地改良区が圃場整備をしたことにより、●さんに買い取ってもらった土地が何筆かありました。それを集約したときに、その一部だけ芝生敷きになって、そのまま農地転用をされなくて、カイツカイブキと芝生を植えつけていたものと思われます。

今回、先ほどの会議室と同様に、調べたところ農地転用されなかったということなので申請に至ったと思います。こちらも問題ないという、始末書も添付されていると思いますので、いたし方ないと思います。

以上、報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、調査報告を終わります。

ここで質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに

賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

ここで、議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時58分 休憩

午後1時58分 再開

○職務代理 それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

日程第5 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。初めに、事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局でございます。議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について。受付番号31、平成29年4月12日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市高宮町●、●。譲渡人、神奈川県●、●、会社役員。土地の表示、高宮町●、畑、427㎡。転用目的、集会所、駐車場。施設の概要としましては、集会所1棟76㎡と駐車場5区画でございます。農振除外地で第2種農地、2番 田中委員さんの御担当で、譲渡価格は●円でございます。

受付番号32、平成29年4月24日申請。所有権移転。譲受人、安芸高田市吉田町●、●、会社員。譲渡人、安芸高田市吉田町●、●、会社役員。土地の表示、吉田町●、畑、87㎡。同じく●、田、358㎡。吉田町●、田、1、461㎡。合計1,906㎡。転用目的は、駐車場。施設の概要としましては会社駐車場24区画でございます。農振除外地で第2種農地、9番 村上委員さんの御担当で、譲渡価格は●円でございます。

以上、農地区分及びその判断理由等の詳細につきましては、別添の農地転用許可申請に係る調査書のとおりでございます。

事務局からは以上でございます。

○職務代理 それでは、続いて担当委員の調査報告を行います。

最初に受付番号31号について、2番 田中委員、お願いします。

○田中委員 2番 田中でございます。31号について、去る5月12日に現地を調査いたしました。その内容の詳細について御報告申し上げます。

現地は、地図をごらんいただきまして、27-31号でございますが、●というところがございます。●のすぐ隣でございます。建物は現在、集会所となっております。●で集会所を管理、使用しておられます。代表者は●さんでございます。

その下に配置図が記載してありますけど、集会所がございまして、その左側へ防火用水、それから、さらに左側の①から⑤ということございまして、駐車場として利用したいというこ

とでございます。当案件につきましては、●が管理しておる集会所でございますので、駐車場がないこともありますし、従来どおり、建設当時より地目変更が行われて、現地を譲り受けることになったようでございますが、地目変更等が実施されていないということもございまして、特段の、現地での問題点は発生はしないということで確認いたしましたので妥当ではないかと、このように思います。

以上で報告を終わります。

○職務代理 続いて受付番号32号について、9番 村上委員さん。

○村上委員 9番 村上でございます。受付番号32号について、5月10日の午後1時30分から農業委員5名、最適化推進委員7名、事務局2名で現地確認をいたしましたので、その結果を報告いたします。

別添の27の、32ページをごらんいただければと思います。

●は申請人が経営する●工場の北側に隣接し、民地に挟まれた87㎡の細長い、地目は畑であります。●が申請人の工場で、工場と申しまして資材置き場のようなものでございますが、いずれも工場という、機械は動いとるかいうんではなくして、●した資材等が置かれたところでございます。

次の同じく●は、同じく●工場に隣して、道路に隣接した田であります。●が、これも申請人の工場であります。

次の●は、同じ●工場の西側で、道路に面した田であります。ここは基盤整備内ですが、なぜか農振除外地であります。この土地は駐車場だけで洗車はしないとのことであります。洗車場は本社にあり、それを利用するとのこと、最終的に委員さんの調査報告でもありました。

なお、ほかの農地への影響はないかと思います。詳細については、農地転用許可申請に係る調査書のとおりであります。

以上、報告を終わります。

○職務代理 ありがとうございます。

以上で、調査報告を終わります。

ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見はございませんか。

○桑原委員 ●ですが、地域住民への●のような苦情がうちへ来ているのがあるんですか、そこらは。

○村上委員 9番 村上です。現地のほうで、現地というか、これは●の●の入り口になるんですが、現地ではそういう苦情は全く聞かないであります。●、ほとんど●ということで、●が全部、●がすぐに上がって、量を変えないといけんようになってるんですね。ということで、●が出たとか、●とかいう苦情を聞いたことがないんであります。

○職務代理 ありがとうございます。

ほかにごございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○職務代理 はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

ここで、議長交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時 7分 休憩

午後2時 7分 再開

○村上会長 それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

日程第6 議案第28号 非農地証明申請についてを議題といたします。初めに、事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局でございます。議案第28号 非農地証明申請について、受付番号15、平成29年4月5日申請。申請人、安芸高田市吉田町●、●。土地の表示、美土里町●、田、現況、原野、390㎡。美土里町●、田、現況、原野、717㎡。合計1,107㎡。改廃年月日、●は昭和50年ごろ、●は昭和30年ごろでございます。農振農用地区域内で、桑原委員さんの御担当でございます。

受付番号16、平成29年4月7日申請。申請人、廿日市市●、●。土地の表示、高宮町●、田、現況、山林、963㎡。同じく●、畑、現況、山林、320㎡。同じく●、田、現況、山林、2,238㎡。同じく●、畑、現況、山林、69㎡。高宮町●、田、現況、原野、320㎡。合計3,910㎡。改廃年月日は昭和53年ごろということで、農振農用地区域内でございます。秋國委員さんの御担当でございます。

以上、これらの案件は安芸高田市農業委員会非農地証明事務取扱要領第5に該当するため、証明基準を満たすものと考えております。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号15号について、8番 桑原委員、お願いいたします。

○桑原委員 8番 桑原です。受付番号15号について、調査報告を行います。

5月11日、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名、計6人で現地の調査をいたしました。

4352は現状はもう何十年という格好で耕作されておられませんので、山のまんまの状態と

いうようなところでございます。周囲は全部山でございます。

それと、もう一件の●でございますが、これは、圃場整備がされたよりは上でございまして、その上にある程度は道がついておりますが、この申請された土地については、既に雑草・雑木が生えている状態でございます。こちら側の小さい溝沿いに、幅は50cmか、60cmぐらいの幅のある道がついております。それもかなり急傾斜で、谷合い道でございまして、どの地域も昔、耕作地であったところもございますが、全て原野状態になっております。そういったことで、両方とも他の地目に変更となるのが妥当ではないかと判断しております。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号16号について、12番 秋國委員、お願いいたします。

○秋國委員 12番 秋國です。受付番号16号について御報告申し上げます。

去る5月12日に、事務局2名と農業委員2名、推進委員3名で現地を確認いたしました。

申請地は、前は市道で横が●の駐車場で、申請地は既に竹やかなり大きな雑木が繁茂しており、中に入ることもなかなか難しいような状況です。とてもあれが畑に復元できるような状態ではなく、本申請はやむを得ないものと思います。

また、申請人は広島市内に転居して、53年ごろですか、以後、その申請地を耕作しておられませんので、復元は不可能ではないかと思いました。

以上で、報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

以上で、調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

申請どおり受理することに、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員の賛成であります。

よって、議案第28号 非農地証明申請については、受理することに決しました。

続きまして、日程第7 議案第29号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。初めに、事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局です。議案第29号 農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、平成29年5月15日付で安芸高田市長より別添のとおり照会がありましたので意見を求めます。とございまして、1枚めくっていただきまして、右側農用地利用集積計画結果のこちらの集計表の読み上げにより説明と変えさせていただきます。

上から設定期間2年の部、再設定、田が2件、2筆、2,232㎡。

3年の部、再設定、畑が1件、1筆、370㎡。

5年の部、新規設定、田が1件、1筆、1,408㎡。

11年の部、新規設定、田が2件、3筆、5,493㎡。

以上、再設定、新規設定を合わせた合計が、田、5件、6筆、9,133㎡。畑1件、1筆、370㎡。総合計が9,503㎡の農用地利用集積計画について、御審議いただくところでございます。

なお、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、事務局の要点説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第29号 農用地利用集積計画の決定について、本案は申請どおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第29号 農用地利用集積計画の決定については、申請どおり決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

次に、日程第8 議案第30号 農用地利用集積計画の取り消しについてを議題といたします。初めに、事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局です。議案第30号 農用地利用集積計画の取り消しについて、農用地利用集積計画の取り消しについて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号の要件を欠くため、平成29年5月15日付で安芸高田市市長より別添のとおり照会がありましたので、意見を求めます。とごさいまして、1枚めくってください。

番号1番、所在、吉田町●、現況地目、田、378㎡。同じく●、現況地目、田、1,202㎡。同じく●、現況地目、田、1,129㎡。同じく●、現況地目、田、850㎡。同じく●、現況地目、田、851㎡。同じく●、現況地目、田、789㎡。利用権の種類としましては、賃借権。利用権を設定する者、貸し手ですけれども、吉田町●、●、利用権の設定を受ける者、借り手、吉田町●、●。公告日が平成27年12月25日195番、設定期間が平成27年12月25日から平成32年12月24日、取り消す理由としましては、●をしたにもかかわらず、●が貸し手として利用権設定の申し出を行ったためです。

続きまして、2番、所在、吉田町●、現況地目、田、810㎡。同じく●、現況地目、田、

448㎡。同じく●、現況地目、田、440㎡。利用権の種類としまして賃借権。利用権を設定する者、貸し手として吉田町●、●、利用権の設定を受ける者、借り手、吉田町●、●。公告日が平成28年12月25日170番。設定期間としまして平成28年12月25日から平成33年12月24日。取り消す理由としましては、●をしたにもかかわらず、●が貸し手として利用権の設定の申し出を行ったためでございます。

事務局からは、以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

以上で、事務局からの説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

それでは、質疑を終結し採決に入ります。

議案第30号 農地利用集積計画の取り消しについて、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員の賛成であります。

よって、議案第30号 農地利用集積計画の取り消しについては、原案のとおり決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

ここで、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時30分 休憩

午後2時37分 再開

○村上会長 それでは、休憩を閉じて会議を開きます。職務代理の説明案件がありますので、議長を交代せず進めさせていただきます。

日程第9 議案第31号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。初めに、事務局より要点説明をお願いいたします。

○事務局 はい、事務局です。議案第31号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、平成29年5月9日付で安芸高田市長より別添のとおり照会がありましたので、意見を求めます。詳細については、地域営農課川上主事より説明があります。

○川上主事 失礼いたします。安芸高田市地域営農課の川上と申します。よろしく願いいたします。

説明させていただきます。平成29年4月末締め農業振興地域からの除外申請につきましては、吉田町12件、17筆、面積にして5,560.41㎡。八千代町3件、3筆、336㎡。美土里町6件、10筆、1,592㎡。高宮町2件、2筆、146㎡。甲田町7件、10筆、4,183㎡。向原町6件、15筆、6,212㎡。以上、合計36件、57筆、18,

129. 41㎡の除外申請について、御審議をお願いします。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

以上で、概要説明を終わります。

これより、担当地区の委員によります調査報告をお願いいたします。

位置番号1号について、11番 水重委員、お願いいたします。

○水重委員 11番 水重です。位置番号1号について報告いたします。

地図の1番の1ですけれども、吉田町から八千代町に抜ける道沿いにあります。譲渡人と譲受人は親子関係にあります。

現地を6月10日、事務局2名、推進委員7名、地元委員2名で確認いたしました。

申請地は、譲渡人の住居に隣接する現在耕作されていない農地です。譲受人は、ここに住居を新築するものです。近くに、周辺農地に及ぼす影響がないことを確認いたしております。この申請はやむを得ないものと思います。

以上です。

○村上会長 ありがとうございました。

続きまして位置番号2号から12号について、9番 村上委員、お願いいたします。

○村上委員 9番 村上でございます。位置番号2号から12号について、5月10日の午後1時30分から農業委員2名、農地最適化推進委員7名、事務局2名で現地確認をいたしましたので、その結果を報告いたします。

まず位置番号2号でございますが、申請地は申請人の自宅の北側に隣接した田んぼで、以前農業用施設、農業用倉庫として許可され倉庫が建てられた場所に浄化槽を設置しようと、したいとのことで申請しておられますが、周辺の農地は申請人の管理している農地なので、何ら農地に異常はないと判断いたしました。

次に位置番号3号ですが、申請地は●ですが、これは●の東100mぐらいより北へ入る道を入るとすぐの田で、そこを息子の自宅、新築のために道路の拡幅をしたく申請されたもので、ほかの農地への影響はないものと思います。

次の●ですが、申請人の自宅の前の東側に隣接した田んぼです。駐車場がなく、この土地を庭敷きや進入路として利用したく、申請されたものでございますが、周囲は申請人の農地であり、ほかへの影響はないかと思われまます。

次に位置番号4号ですが、申請地は譲渡人の自宅から南に200mぐらいの位置にあります。●、●の工場や譲受人の倉庫用地に挟まれた田んぼであります。現在は休耕地であり、周囲には隣接した農地もなく、ほかの農地に悪影響はなく、将来、譲受人が譲り受け駐車場にしたいとのことでございます。仕方ないことかと判断いたしました。

次に位置番号5号ですが、申請地は●から北へ200mぐらいのところ、以前、●の●が自宅を建築するために申請なさいましたが、その隣接地へ今回、ここへ譲受人が一般住宅を建

築する目的で申請しておられます。譲渡人の自宅からも150mぐらいのところ、他の農地への影響はないと思います。

次に位置番号6号ですが、申請地は、申請人の自宅の裏で農道と自宅に挟まれた細長い、地目は畑でございますが、畑として耕作できる状態ではあり、基盤整備がされたとき農道となり、残地となったところであろうと思われます。将来、庭敷きなり、進入路にしたいということがございますが、他の農地への影響はないと判断いたしました。

次に位置番号7号ですが、申請地は申請人の自宅の西に隣接した畑で、●は母屋に隣接したところであり、●はその西側に、●はまたそのすぐ西隣で、いずれも農道と山の斜面を開いた小さな農地であります。これが既に車庫なり、倉庫なり、工事ができておりました。以前、墓地申請で許可された案件のところではありますが、登記申請時点で転用申請が未済であることが発覚し、今回、再申請されたものと思われます。ほかに隣接した農地はなく支障はないと思います。

次に位置番号8号ですが、申請地は申請人の自宅、納屋の南に隣接したところで、地目は畑でございますが、現在はコンクリートで固めた状態です。この横に市の防火水槽が埋設されたときの残地で、これを今回進入路として利用したく申請したとのことでございます。別段不都合はなく、ほかの農地へも何ら影響はないかと思えます。

次に位置番号9号ですが、申請地は国道54号線の●がありますが、その国道の向こう北側300mぐらいのところ、譲渡人の自宅から200mぐらい南で●川がありますが、そのすぐ西側で譲渡人の娘さん一家が将来、住居を建てたいとのことで申請されていますが、他の農地への悪影響はないかと判断し、やむを得ないと思います。

なお、譲受人と譲渡人は義理の親子であります。

次に、位置番号10号でございます。申請地は譲受人、●。農作業場の東側に隣接しており、譲受人は吉田町●で大規模に営農しておられ、今回、農業用施設なり、農作業場なり、資材置き場、駐車場等が不足したため申請地を利用したく申請したとのことでございますが、他の農地への影響はないかと思えます。

なお、2筆ありますが、現在は1枚の田となっております。

次に位置番号11号ですが、申請地は●の●への入り口であります。譲渡人の実家があった周囲で現在、実家は更地にしておられますが、跡形もなく雑草が生い茂っていますが、3筆ともその周囲でいずれも耕作放棄地状態であり、周囲が住宅、道路に囲まれた田なり畑なりであります。隣接した農地もなく、他の農地への悪影響はないかと思われます。

なお、将来はここへ太陽光発電システムを設置したいとのことでございます。

次に位置番号12号ですが、申請地は譲受人の資材置き場に隣接した道路を挟んで西側で、先ほどの5条で説明しましたが、●の田の跡地で、●、30㎡が高圧線の下で分筆され田として残っていたため、今回、駐車場として一括利用したく申請されたものがございますが、駐車

場としてのみの利用で、駐車場は譲受人の工場にあるということで、他の農地へ影響はないかと思われま

また、譲渡人の自宅もすぐ近くでございます。

以上で、現地調査の結果報告を終わります。

次に八千代地区、お願いいたします。位置番号13号について6番 上田委員、お願いいたします。

○上田委員 6番 上田でございます。位置番号13号について報告いたします。

5月10日に、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地確認を行いました。

場所は八千代町●の、●を挟んだ向かい側の、山側で面積が189㎡でございます。約30年前、家の建てかえのときに、家の前を車の駐車スペースと庭等のために埋め立てたこととでございます。埋め立てたときには家の建てかえのことしか頭になかったもので、そのようなことになりまして、始末書が出ております。埋め立てた前の田は申請人の土地でございます。周囲の農地への悪影響はありませんので、問題はないと確認いたしました。

以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

続きまして位置番号14号について、7番 富田委員、お願いいたします。

○富田委員 7番の富田です。位置番号14号について報告します。

5月10日、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地を確認いたしました。

申請人は八千代町●の●さんで、位置番号14番で国道54号線から東に300mの場所にあります。農機具倉庫及び車庫として利用するということです。市道と自分の土地に囲まれたところであり、他の農地に支障を及ぼすおそれはないと思いますので、よろしいのではないかと思います。

以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

次に美土里地区、お願いいたします。位置番号15号から17号について、3番 津田委員、お願いいたします。

○津田委員 津田でございます。15、16、17号について説明いたします。

去る11日、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名、合計7名で調査をいたしましたので、報告いたします。

15号ですが、16号は同じところですが、●さんが●さんと●さんの土地を購入して家を建てたいと、一般住宅を建てたいというような思いで申請しておられます。場所ですけれども、美土里町へ行きますと、美土里町の●がありますが、そこを右に曲がって、●に行く途中に●があります。●がありますが、それを入ったすぐ右側に●があります。●の入り口に三角のような土地で耕作されていない田んぼが、●さんと●さんの土地があるわけですね。そ

の両方の土地の一部を購入して一般住宅を建てたいと、こういう申請であります。耕作されておられませんし、農業上の支障等について問題はありません。道に挟まれた三角の土地ですから特に問題ありません。

それから17号ですが、●さんの案件です。これは●さんの家の裏にわずかな土地があります。長細い畑と田んぼがあったようです。その上に、山の中に小さいため池があって、その水を利用して田んぼをつくったりされておったような土地があったようですが、もう今は完全に耕作はされずに、庭敷きの形で利用しておられます。サツキ等がきれいに植えられて、整備をされておると。それが裏の土地です。

それから、前は軽トラックが宅地へ、家へ軽トラックも入れないような状況なので、何年前かちょっと記憶ははっきりしていないようですが、庭をかなり広げておられるんですね。もう立派に庭も広げておられます。広い、もう広過ぎるぐらい広くされておるんですが、その前の畑を潰して、庭を広くして自動車、軽トラックだけじゃなく、乗用車も自由に入れるような状況をつくっておられました。これも農業生産活動等々に水路とかね、ああいうような面では全く問題ありません。

ただ、また許可なくしておられますので、注意してくださいというようなお話はしておりません。

私からは、以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして位置番号18号から21号について、8番 桑原委員、お願いいたします。

○桑原委員 桑原です。位置番号18号から21号まで調査報告を行います。

5月11日に、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名の6名で現地調査を行いました。

まずC-3でございますが、申請人のお宅は子供さんが、これは以前から建っておったと思うんですが、隣の家へ上がる道と下に市道がございます。その間の三角に挟まれたような土地で、軽トラ1台と農業機械といった物を置いてやっとぐらいの場所でございます。この農地自体はお隣は●さんの所有地でございますし、道路を挟んでまた●さんの家があるというふうなことで、こういった家が建っている所でございますが、別に他の隣接耕作地への影響はないと思います。

続いて19号のC-3でございますが、これはすぐ、先ほど言いました●さんの申請地の横を右へ斜めに上がっていく、あそこの場所が●さん、家でございます。すぐ隣でございますが、その申請については、家の庭敷きの角に50㎡程度の小さい畑がございます。これを墓地としたいということでございます。周囲全部●さんの家の所有地であります。このような状況であります。

続いて受付番号20号、C-3でございます。これは●さんの家の玄関を出て、すぐ5m前でございます。ちょうどこの75㎡ぐらいが高くなってるんです。1mぐらいの高くなった畑、

この左側は庭敷きを挟んでトラック置き場、そこから上は山というふうな状況でございます。これも家の前のちょうど車庫とするのにいい場所を今回、地目変更をしたいということでございまして、周りの他の農地に別段影響はないと思います。

21号でございますがC-4、これは実家からすぐでございまして、道路からはちょっと外れまして、山寄りのところでございます。山寄りはおうちょっと、既に土地も荒れ果てた状態でございますが、現地を埋めるような意向もございましたが、あとは草が生えておるような状態。イノシシの防護柵よりも外側にあるところでございます。きれいにして管理いただければいいかなと思います。

いずれの土地も、他の農地あるいは農業上の効率的かつ総合的な利用には支障がないと判断いたしました。

以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

次に高宮地区、お願いいたします。位置番号22、23号について、12番 秋國委員、お願いいたします。

○秋國委員 12番 秋國です。位置番号22と23号について、5月12日に事務局2名、農業委員2名、推進委員3名で現地を確認いたしましたので、その報告をいたします。

まず22番ですが、この申請地は譲受人の宅地、●ですか。あそこの事務所の裏で、わずか11㎡の小さな土地であります。現地確認に行ったところ、どこかわからないような小さな土地でありました。圃場整備をしたときに残った土地と思われる。他の農地への悪影響などは全くありませんのでやむを得ないと思います。

次に23番ですが、この申請地は既に倉庫が建っており、お父さんが亡くなられて、息子さんがおられるんですが、ちょっと調べたところまだ農地転用をしていないということで、今回の申請になりました。前は市道で、後ろは自分のところの田んぼ、横が自宅用地の宅地で、周辺の農地への悪影響などは全くないことなどから、やむを得ないと思いました。

以上で、御報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

次に甲田地区、お願いいたします。位置番号24号から28号について、10番 光永委員 お願いいたします。

○光永委員 10番 光永です。地図を見ていただきたいと思いますが、後ろから2ページ目、24、25、26、27と書いてある場所ですが、JR芸備線●と甲田地域の中間、そして県道●線の南側、東から西側です。そして、●川等に挟まれた地域であります。この24番から28番はほぼ隣接したところでありまして、未整備であります。何もつくられてなくて、休耕田や雑種地となっている場所で、今回の申請では全ての場所に太陽光パネルを設置するというお話でした。水利等、他の、周りにはまだ耕作されておる水田がありますが、この24番

から28番に太陽光パネルがついても近隣の水田には影響はないと判断しましたので、いたし方ないかなと思います。

以上です。

いや、済みません。29番をお願いします。28番まで、はい。

○村上会長 27、28について説明をお願いしたいんですが、今ので一括説明ですか。

○光永委員 はい、隣に隣接したような場所になりますので、全てが。図面の中でも1カ所になるように、ほとんど丸印で囲ってあると思うので。南北にあったり東西にあったりというような形で。

○村上会長 できれば、位置番号ごとに説明をいただきたいんですが。

○光永委員 要は、受付番号24号を中心にして、連続してある田んぼということですが。

○村上会長 よろしいですか。

それでは続きまして位置番号29号、30号について、1番 沖田委員、お願いいたします。

○沖田委員 はい、1番 沖田です。5月15日に事務局2名、農業委員2名、推進委員2名で現地確認を行いました。29と30について説明いたします。

まず29号ですが、甲田町●というところになります。申請人の●さんは、●とか、それから●などの会社を運営しておられます。雑種地であったところを駐車場へ、既に碎石を敷いて転用しておられました。車が五、六台置いてあって、●を置いたり、従業員の車を置いたりということで、先にやって申しわけありませんでしたという断りがございました。周りの農地への影響はないと判断してまいりました。

それから位置番号30号ですが、甲田町●さん、●線から300mぐらい山へ上がった、高いところにお家がございます。これは平成22年ごろの圃場整備のときに納屋の横へちょっとくぼんだところがあったそうですが、そこへ残土を置いて、ちょうどその農道が残土のところまで続いていて、納屋の横を車庫にしたいということで、このたび申請がございました。農業への影響はないと確認いたしました。

以上で、報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

次に向原地区、お願いいたします。位置番号31号から34号については、4番 信川委員の担当でございますが、本日、信川委員は欠席でございますので、5番 田槇委員にお願いいたします。それと位置番号35号から36号についても5番 田槇委員の担当となっておりますので、向原地区31号から36号について、5番 田槇委員、お願いいたします。

○田槇委員 はい、5番 田槇です。本日、信川委員が欠席なので、かわって説明させていただきます。

5月15日、番号31番から36番について、向原地区の農業委員、推進委員、事務局で農

地を確認していますが、当日、私、田植は急用ができ現地に出向くことができませんでした。

よって後日、番号31から34については●推進委員と、番号35、36については、●推進委員と改めて現地を確認しております。

まず31ですが、現地は向原町●になります。申請は墓地の移転及び駐車場の確保のための許可申請となります。対象農地としては整備田の畑、1筆、151㎡です。この整備田は集団農地の隅っこに位置する農地で、現在は畑としての形がない状態にあり、要するに既に埋め立てられていると、そういう状況下にあるものですから、集落協定には属しておらず、また水路等においても何ら問題はないことから、今回の申請はやむを得ないと考えております。

続けて32番ですが、現地は向原町●になります。申請は庭先の一部が畑になっているにもかかわらず、現況は宅地になっていることに対し、今回の手続を踏んで正式に宅地として整理するための申請であると、対象農地が畑、2筆で329㎡あります。このことにより周囲へ悪影響を与えるものは全くないことから、今回の申請は妥当であると考えております。

次に33及び34の案件は、土地の所有者が異なるだけで同じ案件であることから合わせて報告させていただきます。現地は向原町●になります。申請は太陽光パネル設置を目的とした除外申請になります。譲渡人は33番が●さんという方、34番が●さんという方ですが、この二人の関係は親子関係にあるということです。これに対し譲受人が33、34ともに●さんになります。対象農地は●さんの所有している農地が4筆812㎡、●さんが所有している農地が1筆602㎡、合計1,414㎡、これを譲り受けて太陽光パネルを設置するものです。いずれも地区地域協定には属しておらず、周囲を確認したんですが、水路等においても問題はないでしょうと理解して帰りました。

それから、続けて今度は私の案件になりますが、続けて35番、36番について報告させていただきます。

まず35ですが、向原町●というところですが、●の裏手になります。申請は農地所有者の●さんから農地を譲り受けて太陽光パネルの設置を目的としている除外申請になります。譲受人は●さんという方です。田んぼが3筆の888㎡、畑が2筆の295㎡、合計5筆で1,183㎡ということになります。現況は全て農地において作付はしておりませんが、現在、草刈り耕具等で管理はされている状況にある未整備田であります。周囲も確認をしたところ田んぼ、水路等において問題はありません。

また集落協定にも、これも入っておりません。今回の申請についてはやむを得ないと理解しております。

続けて36番ですが、向原町のほうが●の登り口を少し入ったところですが、土地の所有者である●さんから農地を借り受けて太陽光パネルを設置するという形です。そのための今回の申請でございます。それを譲り受けるのが●の、現在向原町●に在住の●さんという方になります。農地ですが、申請は2,783㎡と352㎡の2筆となっております。ところが、この

うち1筆、2, 783㎡については、およそ1mの高低差を持った石垣で分けられた形状で9枚に分かれております。つまり9枚の田んぼが一つの地番になっているということです。なぜこのような形になっているのかについては、現時点で私自身確認できておりません。パネル設置においては周囲には民家もない、かやで覆われている状況にあり、全く問題ないでしょうと。また集落と農地、集落協定に属しておらず、水路等に問題となるものは全くないと見ました。

以上で、報告を終わります。以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、調査報告を終わります。

ここで質疑及び意見に入ります。

質疑及び意見はありませんか。

ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第31号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更についてを、申請のとおり認定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、全員挙手賛成であります。

よって議案第31号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更については、申請のとおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成29年第5回安芸高田市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時17分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

6番委員

7番委員